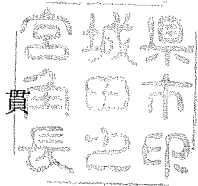


入 札 公 告

一般競争入札を執行するので、角田市契約規則（平成15年規則第5号）第5条の規定に基づき公告する。

令和2年10月22日

角田市長 黒 須 貫



1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 角田駅コミュニティプラザ空調・換気設備改修業務委託 |
| (2) 業 務 場 所 | 角田市角田字泉町 146 番地 |
| (3) 委 託 期 間 | 令和2年11月18日 から 令和3年3月19日 |
| (4) 入札担当課 | 角田市総務部総務課 |
| (5) 業務担当課 | 角田市産業建設部商工観光課 |
| (6) 業 務 概 要 | 2階イベントホール 室外機1台、室内機4台、全熱交換機2台
2階展示ホール3室 室外機1台、室内機3台、全熱交換機3台
1階フードコーナー 全熱交換機2台 |
| (7) 契約保証金 | 契約金額の10分の1以上の額 |

2 入札参加資格

一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 令和2年度角田市競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する電気工事又は管工事について、電気工事業又は管工事業の許可を受けていること。
- (2) 宮城県に本・支店又は営業所を有すること。
- (3) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成7年角田市告示第24号）に定める指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 建設業法第27条の29の規定による電気工事の総合評定値（P）が700点以上又は管工事の総合評定値（P）が650点以上であること。
- (5) 同種又は類似する電気工事又は管工事を元請として施工した実績があること。
- (6) 専任の主任技術者又は監理技術者を配置できること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをしていないものであること。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。

3 入札参加資格の確認等

入札参加申請者は、制限付き一般競争入札参加申請書（様式第4号）に次の書類を添付し、指定した提出期限までに正副2部を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 添付書類

- ①電気工事業又は管工事業の建設業許可書又は許可証明書の写し
- ②同種又は類似工事の施工実績調書（様式第5号）
- ③配置予定の技術者に関する調書（様式第6号）
- ④経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（直近のもの）
- ⑤返信用封筒（長3、84円切手貼付、申請者の住所及び名称記載）

(2) 申請書類の提出方法等

①提出方法

直接持参すること。（郵送による受付は認めない）

②提出先及び提出期限

4の表に示すとおりとする

(3) 入札参加資格確認結果の通知

- ①審査結果は、令和2年11月5日（木）に発送する入札参加資格確認通知書により通知する。
- ②入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、市長に対し令和2年11月10日（火）までにその理由の説明を求めることができる。

4 入札等の日程

手続き等	期間・期日・期限	場 所
入札参加申請書類等の配布	期 間 令和2年10月22日（木） 令和2年10月30日（金）	HPからダウンロード可 角田市役所 西庁舎2階 総務部総務課
設計図書等の閲覧及び貸出	期 間 令和2年10月22日（木） 令和2年10月30日（金）	HPからダウンロード又は 閲覧者名簿に記入押印すること 角田市役所 西庁舎2階 総務部総務課

手続き等	期間・期日・期限	場所
質問書受付 (第6条様式3号)	期 間 令和2年10月22日(木) 令和2年11月4日(水) 午後1時00分まで	FAX、メール可 角田市役所 西庁舎2階 総務部総務課
質問書の回答掲示	期 間 令和2年10月23日(金) 令和2年11月11日(水)	総務課掲示板、HP 掲載
入札参加申請書類等の提出	期 間 令和2年10月22日(木) 令和2年10月30日(金)	角田市役所 西庁舎2階 総務部総務課
参加資格確認通知書	期 日 令和2年11月5日(木)	
入札執行の日時及び場所	期 日 令和2年11月12日(木) 午後1時40分から	角田市役所 401会議室

(注) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)とする。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6 入札参加資格喪失に関する事

(1) 入札参加資格を得た者が、次のいずれかに該当することとなったときは、入札に参加させないものとする。

①本公告に示した入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

②制限付き一般競争入札参加申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

7 入札の取り止めに関する事

(1) 入札参加資格の審査の結果により、入札参加資格者が1人しかいないとき、又は入札参加資格喪失により1人になった場合は、制限付き一般競争入札を取り止めることがある。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札。

(2) 一の入札において、同一の入札者がした二以上の入札。

(3) 入札書に必要な事項の記載がない入札。

- (4) 入札に際し、不正の行為をした者の入札。
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札。

9 入札の方法

- (1) 入札者又は代理人は、指定の場所に入札書を提出すること。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、必ず入札に関する委任状を持参のうえ提出すること。
- (3) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 再度の入札の回数は、2回を限度とする。

10 落札者の決定

- (1) 落札者の決定については、有効な入札をした者のうち、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 最低の価格をもって入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

11 契約に関すること

- (1) 落札決定した業者は、消費税法に規定する課税業者であるか、免税業者であるかを契約書作成前に届け出ること。

12 その他

- (1) 上記以外については、角田市契約規則によるものとする。
- (2) 詳細又は不明な点は、下記に照会すること。

連絡先：〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊4 1 (角田市役所西庁舎2階)

角田市 総務部 総務課 管財契約係

電話：0224-63-2111 FAX：0224-62-4829

E-mail：soumu@city.kakuda.lg.jp